

<別紙1>

甲南介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護 重要事項説明書

(2024年4月1日現在)

1. 施設経営法人

- (1) 法人名称：公益財団法人 甲南会
- (2) 法人所在地：兵庫県神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号
- (3) 代表者氏名：代表理事 具 英成
- (4) TEL：078-851-2161 FAX：078-821-0962
- (5) 設立年月日：1930年12月17日
- (6) 法人が行っている事業
 - ・甲南医療センター (1934年 6月)
 - ・六甲アイランド甲南病院 (1992年 4月)
 - ・甲南介護老人保健施設 (2001年11月)
 - ・甲南訪問看護ステーション (2001年10月)
 - ・甲南居宅支援事業所 (2001年10月)

2. 施設概要

- (1) 施設名：公益財団法人甲南会 甲南介護老人保健施設
- (2) 所在地：兵庫県神戸市東灘区向洋町中3丁目2番地5
- (3) TEL：078-858-1180 FAX：078-858-2751
- (4) 開設年月日：2001年11月1日
- (5) 管理者名：(施設長) 宮下 勝
- (6) 介護保険指定番号：介護老人保健施設 (2850180031号)
- (7) 入所定員等：定員 80名
(療養室) 個室 4室、 2人室 2室、 4人室 18室
- (8) 通所定員：定員 30名

3. 甲南介護老人保健施設の目的と運営方針

[目的]

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下でのリハビリテーションや介護、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[運営方針]

- ① 利用者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう介護予防ケアプランに沿って作成される施設サービス計画書に基づいて看護・医学的管理下におけるリハビリテーション、介護、その他必要とされる医療、日常生活サービスを提供し、在宅生活の支援をします。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外原則として身体拘束は行いません。
- ③ 介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者や、居宅サービ

事業者、関係市町村等保健医療福祉サービスを提供するものとの綿密な連携をはかり利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努めます。

- ④ 明るい家庭的な雰囲気の中で、親族及び地域との結びつきを重視した運営を行う。
 i 様々な季節の行事を取り入れ、利用者が「にこやかに」「個性豊かに」意欲的な日常生活を送られるよう、心の和むようなサービス提供に努めます。
 ii 地域住民、学生等のボランティア活動を受け入れて、地域に開かれた施設となるよう努めます。
- ⑤ サービス提供にあたっては、親切丁寧を基とし、利用者、親族に対して療養上必要な事項についてわかりやすく説明を行い、同意を得て実施するように努めます。

4. 施設の職員体制

	職員体制	業務内容
管理者	1名	従業者に法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う
医師	1名	利用者に日常的な医療的対応を行う
看護職員	8名以上	医師の指示の下、看護業務全般
薬剤師	0.3名以上	薬剤管理・薬剤指導
介護職員	20名以上	日常生活全般の介護業務
支援相談員	1名以上	相談業務
理学療法士	3名以上	リハビリ計画書作成と実施
作業療法士		
言語聴覚士		
管理栄養士	1名以上	栄養アセスメントと栄養管理
介護支援専門員	1名以上	ケアプラン策定・評価等の管理
事務職員	必要数以上	一般事務・請求事務等
助手	必要数以上	部屋の整備等

5. 入所からサービス提供までの流れ

一人ひとりの利用者がその人らしい生活を実現していく為に、個別の自立支援を行います。具体的なサービス内容やサービス提供方針については、地域包括支援センターが「介護予防ケアプラン」を作成し、サービス担当者会議で決定します。

当施設は、介護予防ケアプランに沿って「介護予防リハビリテーション計画書」を作成し、サービスを提供します。

地域包括支援センター

- ① 利用者・親族と面接しながら、介護予防ケアプランの対象となる「目標・具体策」を決定
- ② 親族やサービス提供担当者等との共通認識を得る
 - ・介護予防ケアプランの内容について共通認識を得る
 - ・サービス担当者会議を必要に応じ開催する

サービス事業所

- ① 事前アセスメント 事業実施前にアセスメントを行い、個別サービス・支援計画を立てる。
- ② サービス事業の実施
 - ・個別サービス・支援計画に基づき、サービスや事業を提供する。
 - ・効果やサービス・支援が適切か確認しながら実施し、必要があれば事業所での個別計画を見直す。

③ 事後アセスメント

- ・サービス・事業の実施後、その効果について事業所でアセスメントする
- ・その結果を地域包括支援センターに報告する

6. 入所定員

利用者が申し込みをしている当該日の介護保険施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

7. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 食事（食事は原則として食堂で召し上がって頂きます。）

朝 食 8時00分～

昼 食 12時00分～

夕 食 18時00分～

③ 入浴（一般浴槽のほか利用者の状態に合わせて特別浴槽等で対応します。入所利用者は、週に最低2回はご利用いただきます。ただし、利用者の身体及び精神の状態に応じて清拭などの代替対応となる場合があります。）

④ 医学的管理・看護

⑤ 排せつ支援

⑥ リハビリテーション

⑦ 相談援助サービス

⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑨ 理美容サービス（有料サービス 原則月2回実施します。）

⑩ 行政手続代行

⑪ その他

8. 緊急時等における対応

当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関その他適当な医療機関への入院の為の措置、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じます。

利用者の為に往診を求め、又は医療機関に通院させる場合には、当該医療機関の医師又は歯科医師に対し、利用者の診療状況に関する情報を提供します。また、当該医療機関等から利用者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報により適切な診療を行います。

当施設の協力期間及び歯科医療機関は下記の通りです。

〈協力医療機関〉

- ・名 称 公益財団法人甲南会 甲南医療センター
院 長 具 英 成
- ・住 所 兵庫県神戸市東灘区鴨子ケ原1丁目5番16号

- ・名 称 公益財団法人甲南会 六甲アイランド甲南病院
院 長 三 枝 康 宏
- ・住 所 兵庫県神戸市東灘区向洋町中2丁目11番地

〈協力歯科医療機関〉

- ・名 称 佐藤歯科医院
院長 佐藤 淑郎
- ・住 所 兵庫県神戸市東灘区御影山手4丁目16番14号

◇ 協力医療機関において、優先的に治療等が受けられるものではありません。また、当該医療機関での治療等を義務付けるものではありません。

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

9. 施設利用に当たっての留意事項

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせません。食事の持ち込み等については、栄養士にご相談ください。

- ・面 会・・・通常午前8時～午後8時
感染症の状況により禁止または時間変更などがございます。
- ・外出・外泊・・・所定の手続きをとって予め施設長の許可が必要です。
- ・飲酒・喫煙・・・原則として禁止しています。
- ・設備・備品・・・故意に壊したり、外に持ち出さないでください。
- ・所持品・備品等の持ち込み・・・持ち込みは必要最小限とし電気製品については防災上の安全面から届け出制にしています。事務所に届け出てください。
- ・金銭・貴重品の管理・・・現金・貴重品の持ち込みは、必要最小限としていただきお預かりは出来ません。紛失・破損等施設では一切責任を負いかねます。入所者個人で管理してください。

10. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護予防短期入所療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 非常災害対策

- (1) 当施設に災害に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に当施設の職員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練含む）を行います。（年2回）訓練に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

◇ 防災設備：スプリンクラー、消火器、消火栓、非常火災放送設備、誘導灯、煙感知器等

1 2. 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 当施設では安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護、医療事故を防止するための体制を整備しています。また、サービス提供等に事故が発生した場合、又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を施設職員に定期的に行います。
- (2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施しています。
- (4) 安全対策を適切に実施するための担当者を設置しています。
- (5) 当施設は、利用者の心身の状態が急変した場合、利用者、身元引受人または利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

1 3. 衛生管理

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行います。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するとともに蔓延することがないように水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行います。
- (3) 管理栄養士、栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行います。
- (4) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行います。
- (5) 当施設において、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
 - ② 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ③ 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
 - ④ 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

1 4. 虐待の防止等に関する事項

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- (5) 介護保健サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 5. 身体拘束等

- (1) 当施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、施設管理者（施設長）が判断し、身体拘束その他利用

者の行動を制限することがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を診療録に記載します。

(2) 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施します。

16. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

17. 個人情報の取り扱いについて

施設内での写真や作品の掲示、部屋の氏名掲示、面会や電話での問い合わせについて特に保護のご要望があればお申し出ください。

18. 要望及び苦情等の相談

① 当施設における窓口

支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(TEL 078-858-1230)

要望や苦情など、お寄せいただければ速やかに対応いたします。1階事務所前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

② 行政機関及びその他の相談窓口

・神戸市福祉局監査指導部

TEL (078) - 322 - 6242

受付時間 平日 8:45~12:00

13:00~17:30

・養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）

TEL (078) - 322 - 6774

受付時間 平日 8:45~12:00

13:00~17:30

・兵庫県国民健康保険団体連合会

TEL (078) - 332 - 5617

受付時間 平日 8:45~17:15

・神戸市消費生活センター

TEL (078) - 371 - 1221

受付時間 平日 9:00~17:00

19. 損害賠償について

介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

〈加入保険〉

介護事業者総合賠償プラン（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）

〈保険の内容〉

事故によって事業主が利用者及び第三者に損害賠償責任を負った場合に、施設の被る損害を補償する。

20. その他

- ① 当施設は、全ての従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定めるもの等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を

講じるものとし、業務の執行体制についても検証、整備します。

採用時研修 採用後1か月以内 継続研修 年1回

- ② 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- ③ 重要事項説明書、料金表、協力病院等を施設内に掲示、または利用者やその家族が自由に閲覧可能な形でファイル等に備え付け、当施設ホームページにおいても閲覧可能とします。